



【居宅介護支援】

通院時情報連携加算 算定のガイドブック

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 通院時情報連携加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 通院時情報連携加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- 通院時情報連携加算の算定要件・・・・・・・・・・ 6
- 通院時情報連携加算のQ & A・・・・・・・・・・ 7

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。
います。

本資料は、通院時情報連携加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用
いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表さ
れている最新情報をもとに、所轄官庁へお
問い合わせいただきますようお願い致します。



通院時情報連携加算とは？

通院時情報連携加算とは、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが同席し、医師等と情報連携を行い、その情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを評価する加算として、令和3年度の介護報酬改定にて新設されました。

厚生労働省の「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」によると、介護支援専門員の『53.3%』が『通院に同行したことがある』と回答していて、その理由として、「利用者が必要な情報を医師に説明できない」、「医師からの指導を利用者が理解できない」、「具体的な医師の指示や指導が必要」などが挙げられています。

このように、これまでの報酬体系で評価されていなかった「通院の付き添い」に関して評価するための一面もあり創設されましたが、一方では、「受診に付き添うこと自体がケアマネジャーの業務」という誤解が生じることが懸念されています。

「通院の付き添い」は、自社のケアマネジャーの業務負担増加にもなるため、加算の算定要件をしっかりと把握して、事業所として方針・ルールを定めましょう。

通院時情報連携加算の単位数

加算の種類	単位数
通院時情報連携加算	50単位/月

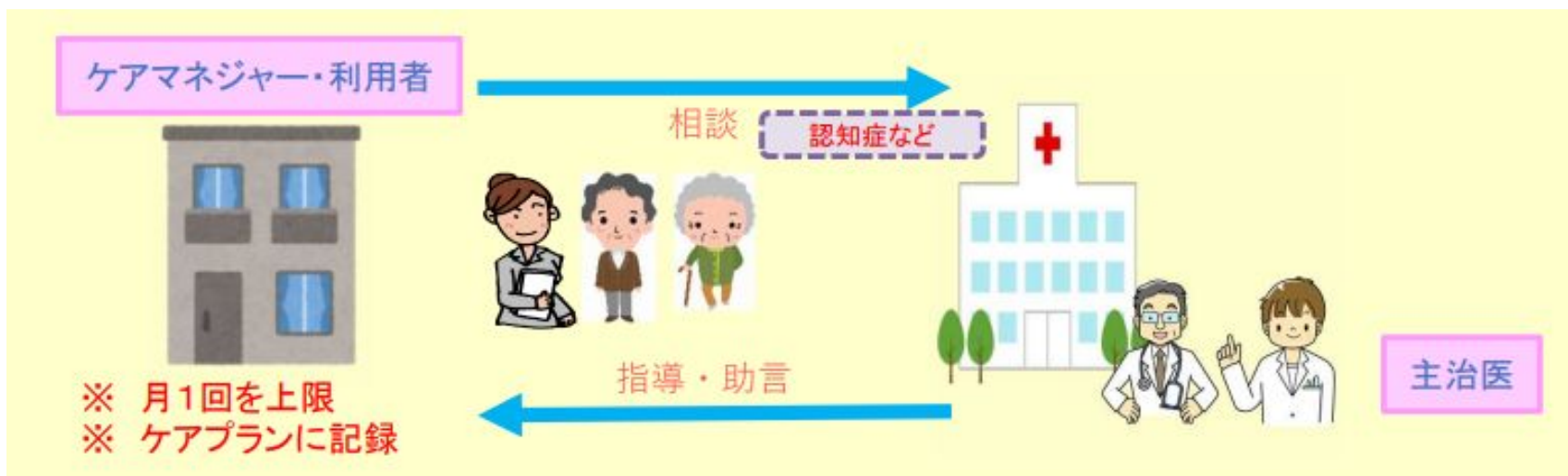
利用者1人につき、1月に1回を限度として算定することができます。

【参考】

- 対象となる利用者が月に10人いる場合
 $10人 \times 50単位 \times @10円 \Rightarrow 月5千円$

通院時情報連携加算の算定要件

- 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うこと。
- 医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録すること。



通院時情報連携加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問118

Q.

通院時情報連携加算の「医師等と連携を行うこと」の連携の内容、必要性や方法について、具体的に示されたい。

A.

- ・通院時に係る情報連携を促す観点から、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第3の「15通院時情報連携加算」において、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けることとしている。
- ・なお、連携にあたっては、利用者に同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどうかを事前に医療機関に確認しておくこと。